# 第1回中小企業・小規模事業者の 最低賃金引上げカワーキンググループ 厚生労働省提出資料



平成29年9月28日(木) 厚生労働省

# 目次

- I 平成29年度の最低賃金引上げ状況
- Ⅱ 最低賃金引上げに係る周知・広報
- Ⅲ 最低賃金引上げの影響が大きい業種への支援策 (平成30年度概算要求)
- Ⅳ「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」の全国展開

# I 平成29年度の最低賃金引上げ状況

〇 本年9月30日から、新たな地域別最低賃金が順次発効。本年度の最低賃金は全国加重平均で 848円となり、昨年度から25円(3.0%に相当)引き上げた。

| 拟关点电力                                 | 最低賃金時間額     | 引上げ額 | <b>%</b> ₩₩₽₽₽ |
|---------------------------------------|-------------|------|----------------|
| 都道府県名                                 | 【円】 (※)     | 【円】  | 発効年月日          |
| 北海道                                   | 810 ( 786 ) | 24   | 平成29年10月1日     |
| 青 森                                   | 738 ( 716 ) | 22   | 平成29年10月6日     |
| 岩 手                                   | 738 ( 716 ) | 22   | 平成29年10月1日     |
| 宮 城                                   | 772 ( 748 ) | 24   | 平成29年10月1日     |
| 秋田                                    | 738 ( 716 ) | 22   | 平成29年10月1日     |
| 山形                                    | 739 ( 717 ) | 22   | 平成29年10月6日     |
| 福島                                    | 748 ( 726 ) | 22   | 平成29年10月1日     |
| ····································· | 796 ( 771 ) | 25   | 平成29年10月1日     |
| 栃 木                                   | 800 ( 775 ) | 25   | 平成29年10月1日     |
| 群 馬                                   | 783 ( 759 ) | 24   | 平成29年10月7日     |
| 埼 玉                                   | 871 ( 845 ) | 26   | 平成29年10月1日     |
| 千 葉                                   | 868 ( 842 ) | 26   | 平成29年10月1日     |
| 東 京                                   | 958 ( 932 ) | 26   | 平成29年10月1日     |
| 神奈川                                   | 956 ( 930 ) | 26   | 平成29年10月1日     |
| 新潟                                    | 778 ( 753 ) | 25   | 平成29年10月1日     |
| 富山                                    | 795 ( 770 ) | 25   | 平成29年10月1日     |
| 石 川                                   | 781 ( 757 ) | 24   | 平成29年10月1日     |
| 福井                                    | 778 ( 754 ) | 24   | 平成29年10月1日     |
| 山 梨                                   | 784 ( 759 ) | 25   | 平成29年10月14日    |
| 長 野                                   | 795 ( 770 ) | 25   | 平成29年10月1日     |
| 岐 阜                                   | 800 ( 776 ) | 24   | 平成29年10月1日     |
| 静岡                                    | 832 ( 807 ) | 25   | 平成29年10月4日     |
| 愛 知                                   | 871 ( 845 ) | 26   | 平成29年10月1日     |
| 三重                                    | 820 ( 795 ) | 25   | 平成29年10月1日     |
| 滋賀                                    | 813 ( 788 ) | 25   | 平成29年10月5日     |

| 都道府県名        | 最低賃金時間額     | 引上げ額 | <b>※</b> 故左口口 |
|--------------|-------------|------|---------------|
|              | 【円】 (※)     | 【円】  | 発効年月日<br>     |
| 京都           | 856 (831)   | 25   | 平成29年10月1日    |
| 大 阪          | 909 (883)   | 26   | 平成29年9月30日    |
| 兵 庫          | 844 ( 819 ) | 25   | 平成29年10月1日    |
| <del> </del> | 786 ( 762 ) | 24   | 平成29年10月1日    |
| 和歌山          | 777 ( 753 ) | 24   | 平成29年10月1日    |
| 鳥取           | 738 ( 715 ) | 23   | 平成29年10月6日    |
| 島 根          | 740 ( 718 ) | 22   | 平成29年10月1日    |
| 岡 山          | 781 ( 757 ) | 24   | 平成29年10月1日    |
| 広島           | 818 ( 793 ) | 25   | 平成29年10月1日    |
| ШП           | 777 ( 753 ) | 24   | 平成29年10月1日    |
| 徳島           | 740 ( 716 ) | 24   | 平成29年10月5日    |
| 香 川          | 766 ( 742 ) | 24   | 平成29年10月1日    |
| 愛媛           | 739 ( 717 ) | 22   | 平成29年10月1日    |
| 高 知          | 737 ( 715 ) | 22   | 平成29年10月13日   |
| 福 岡          | 789 ( 765 ) | 24   | 平成29年10月1日    |
| 佐 賀          | 737 ( 715 ) | 22   | 平成29年10月6日    |
| 長崎           | 737 ( 715 ) | 22   | 平成29年10月6日    |
| 熊本           | 737 ( 715 ) | 22   | 平成29年10月1日    |
| 大 分          | 737 ( 715 ) | 22   | 平成29年10月1日    |
| 宮 崎          | 737 ( 714 ) | 23   | 平成29年10月6日    |
| 鹿児島          | 737 ( 715 ) | 22   | 平成29年10月1日    |
| 沖 縄          | 737 ( 714 ) | 23   | 平成29年10月1日    |
|              |             |      |               |
| 全国加重平均額      | 848 ( 823 ) | 25   |               |
|              |             |      |               |
|              |             |      |               |

## Ⅱ 最低賃金引上げに係る周知・広報

- 9月以降、本年度の最低賃金の改定額について、全国のJR・私鉄で乗降者の多い駅をはじめ、 銀行、郵便局、学校等においてポスターを掲載するとともに、本年度の最低賃金の改定額、最低賃金引上げに向けた支援策の内容について、地方自治体に対して、その広報誌(紙)及びホームページへの掲載等を依頼。
- 〇 最低賃金制度、本年度の最低賃金の改定額、最低賃金引上げに向けた支援策の内容について、厚生労働本省ホームページにおける最低賃金特設サイト、業務改善助成金特設サイトへの掲載や メルマガ等SNSによる周知広報を実施するとともに、新聞・テレビ・ラジオ等マスコミをはじめ各種団体 等に対して周知広報の協力依頼を実施。
- 上記に加え、本年度の最低賃金の改定額について、<u>都道府県労働局において実施する労働者</u> <u>の労働条件及び安全衛生の確保に係る集団指導の場などで、事業主に対してリーフレット等を</u> <u>配布するとともに、ハローワークなど事業主が訪れる場所へのポスター掲載、リーフレット配置など、</u> 周知広報を実施。
- 「『稼ぐ力』応援チーム」プロジェクトにおけるセミナー等において、最低賃金制度、本年度の最低 賃金の改定額、最低賃金引上げに向けた支援策の内容について周知広報を実施。

### ○「稼ぐ力」応援チームプロジェクトセミナー 案内チラシ

# 飲食料品小売業「稼ぐ力」応援セミナー

~稼ぐ力応援チームプロジェクト~

主催:農林水産省・中小企業庁・厚生労働省



- 最低賃金が上がります。(裏面参照) 最低賃金は守ることが必要です。
- 最低賃金を守ることができるよう。 皆さんの「稼ぐ力」を強くお手伝いします。

引上げ

- 収入を増やす工夫は?
- 経費を減らす工夫は?
- 一歩先を視野に入れた 経営をするための着目点は?
- ✓ そのための準備策は?

三省庁が連携して、皆さん の「稼ぐ力」を応援します!

個別相談にも応じます

#### 皆さんから寄せられた「声」

- ・セミナーで紹介された商品のPR方法や 事例紹介が大変参考になった。
- 売上アップ、顧客獲得のノウハウがとて もわかりやすかった。
- 様々な助成金があるのを知らなかった ので勉強になった。
- 低賃金制度について、 これまで知らなかったので



2017年9/12(火) 場 所

16:10~17:00

静岡県浜松市西区館山寺町2178

(一社)日本洋菓子協会連合会関東甲信越静ブロック会議にて

セミナーに関するお問い合わせ

整備的 農林水產省 🕬 中小企業庁 💙 厚生労働省

### 〇掲載しているポスター 〇地方自治体広報誌 (東京都)



# (平成28年度北海道)

海道最低賃金は、 86円に改定され

広報とうや湖 2016年10月

ŧ

#### 〇新聞記事(高知県)

高知地方審 中央

県最賃22円

必ずチェック最低賃金!

使用者も労働者も

Ⅲ 最低賃金引上げの影響が大きい業種への支援策(平成30年度概算要求)

### 業務改善助成金

〇 業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金 (事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度。

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低 賃金を一定額以上引き上げる場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成。

○ 最低賃金引上げの影響が大きい生活衛生関係営業等について、支給対象事業場を拡充。

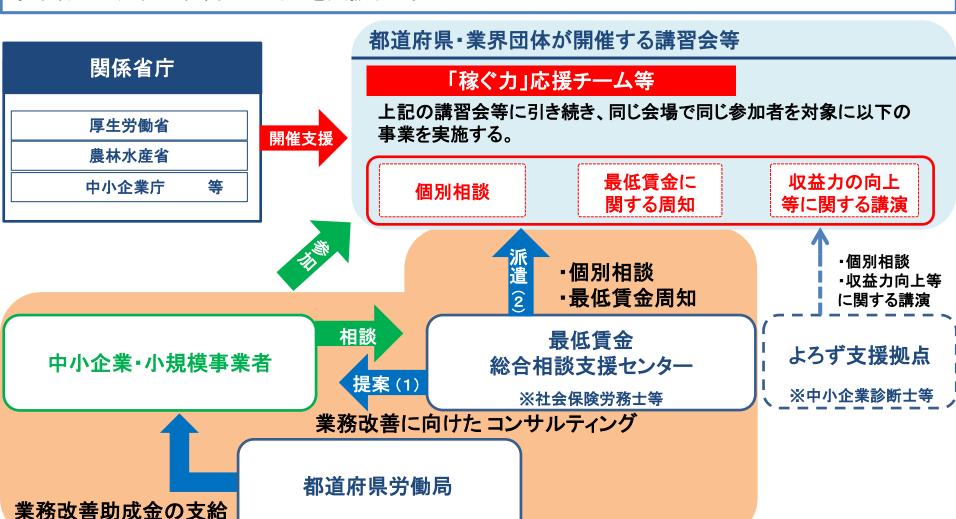
### 専門家による業務改善

- 中小企業・小規模事業場に対して、労務管理又は経営管理の専門家を直接派遣し、問題点を 把握するとともに、事業者が求める改善方法(業務フローの見直し、IT化等)を提案し、中小企業・ 小規模事業者の生産性向上等を支援する事業を拡充。
- (1) 企業の業務改善に向けたコンサルティング 専門家が中小企業・小規模事業者を訪問し、現状の把握、問題点の把握、事業者が求める業務 改善等について調査した内容を踏まえ、<u>事業場の業務の流れ・実施方法を事業場で確認・分析し、</u> 業務改善等の具体的な実施方法を検討。その後、再度、専門家が直接事業場を訪問し、検討 結果及び業務改善方法について説明を実施。
- (2) セミナー等への専門家派遣 最低賃金引上げの影響が大きい生活衛生関係営業等の収益力向上に関するセミナー等に 対しても専門家を派遣。

### 最低賃金引上げの影響が大きい業種への支援策

### 事業の趣旨

最低賃金引上げの影響が大きい業種への支援策として、中小企業・小規模事業者に対して、労務管理 又は経営管理の専門家を直接派遣し、事業者が求める改善方法を提案するなどして、中小企業・小規模 事業者の生産性や経営力の向上を支援する。



## Ⅳ 「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」の全国展開

### 生活衛生関係営業

- 〇 最低賃金の引上げの影響が他の業種より大きいとされている生活衛生関係営業について、都道府県が実施する講習会など様々な機会を活用し、生衛業者の収益力向上を図るため、「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」によるセミナーを平成29年5月末から5道県において先行的に開催した。
- 〇 「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」の全国展開について、本年度は予算上可能な範囲で セミナーを実施する方向で、10月以降のセミナー開催に向けて具体的に調整中である。
- 併せて、<u>平成30年度概算要求において、本格的な全国展開に必要となる予算を要</u> 求しているところであり、予算を確保次第、速やかに全国展開を進める。
- なお、「生衛業『稼ぐ力』応援チーム」の趣旨を浸透させるため、開催に当たっては、 講習会参加者に対し、事前に「稼ぐ力」応援チームの広報資料を配布することにより開 催の周知を行うこととしている。